

申請

マイナンバーカード
この機会にご取得ください

問 町民税務課 戸籍係 ☎77・3911

マイナンバーカードをまだお持ちでない方に、オンライン申請用QRコード付きの申請書が順次送付されます。

7月下旬から9月上旬にかけて送付される申請書のQRコードをスマートフォンで読み取ること、簡単に申請ができます。

また、最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は9月末ですので、お早めに申請してください。

注意事項

次の要件に該当する方には、交付申請書は送付されません。

- ・ 町民税務課戸籍係の窓口にて身分証明書（運転免許証など）を提示することで交付を受けることができます。
- ・ 75歳以上の方で、令和2年度または令和3年度に後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード交付申請書が送付されている方
- ・ 令和4年1月1日以降に出生または国外から転入された方
- ・ 在留期間の定めのある外国人住民の方

・ DVなどの被害者として、住民票の住所と異なる居所情報を登録している方

オンライン申請方法

- ① 申請書のQRコードを読み取る
- ② 氏名とメールアドレスを登録
- ③ 登録したメールアドレスに送付される申請者専用サイトにアクセスし、顔写真を登録
- ④ 生年月日、電子証明書の発行希望有無、氏名の点字表記希望有無を入力

※電子証明書は、不要の申し出がない限り登録されます。

⑤ 入力した内容を送信し、申請メールが届くと申請完了

※約2週間後、自宅に届いた交付通知書および本人確認書類を持参

すると役場でマイナンバーカードが受け取れます。



▲交付申請書

便利

平日夜間・休日窓口
ぜひご利用ください

問 町民税務課 戸籍係 ☎77・3911

平日のマイナンバーカードの手続きが困難な方のために、次の日程で平日夜間窓口および休日窓口を開設します。

マイナンバーカードは、本人確認のための公的な証明書として使えるほか、コンビニエンスストアで各種証明書を取得できるとも便利なカードです。平日夜間・休日窓口を利用してご取得ください。

平日夜間窓口

内容

・ マイナンバーカード申請書の発行および申請受付

・ マイナンバーカードの交付

■ 開設日 8月10日(水)、23日(火)

■ 時間 午後5時15分～7時

休日窓口

内容

・ マイナンバーカード申請書の発行および申請受付

・ マイナンバーカード申請サポート（写真撮影、オンライン申請の補助）

■ 開設日 8月28日(日)

■ 時間 午前10時～午後3時

その他

■ 予約窓口 町民税務課戸籍係（平日午前8時30分～午後5時）

※新型コロナウイルス感染症対策のため完全予約制となっておりますので、ご希望の方は必ず事前にご予約をお願いします。

注意事項

申請から交付まではおおむね3週間ほどかかります。



▲美しく染まった手ぬぐい(ベンガラ染め講座)



福祉関係の各種手当 障害を事由とした手当のご案内

問 福祉保健課 福祉係 ☎77・3914

それぞれの対象要件に該当する方は、次のとおり各種手当の支給が受けられます。

特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を扶養している父母等に支給されます。

■支給額（令和4年4月以降）

障害の程度に応じて次のとおり支給額が決定します。

【1級】 52,400円/月

【2級】 34,900円/月

※認定請求の翌月分から支給され、原則として年3回、指定口座に振り込まれます。

■その他

・支給の対象となる障害の程度はおおむね中度ですが、ケースによって異なるため、詳細はお問い合わせください。
・所得制限があり、限度額を超える場合は支給されません。
・すでに受給している方は、所得状況届の提出が必要です。
※提出書類の案内（8月上旬に送付）をご確認の上、9月12日（月）までにご提出ください。

特別障害者手当・障害児福祉手当

【特別障害者手当】

身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する方に支給されます。

①重度の障害が二つ以上ある方

②重度の障害が一つあり、他の障害が二つ以上ある方

③重度の障害が一つあり、その障害のため日常生活で常時特別な介護を必要とする方

【障害児福祉手当】

身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳未満の在宅障害児で、次のいずれかに該当する児童に支給されます。

①重度の障害が一つ以上ある方

②身体または知的・精神に合併障害のある方

※前記の対象要件は参考としてご確認ください。

■支給額（令和4年4月以降）

【特別障害者手当】

27,300円/月

【障害児福祉手当】

14,850円/月

※認定請求の翌月分から支給され、原則として年度中4回、支給月の前月までの手当が指定口座に振り込まれます。

■その他

・所得制限があり、限度額を超える場合は支給されません。
・すでに受給している方は、所得状況届の提出が必要です。
※提出書類の案内（8月上旬に送付）をご確認の上、9月12日（月）までにご提出ください。

【在宅重度知的障害者およびねたきり身体障害者福祉手当】

在宅で生活する20歳以上の重度知的障害者およびねたきり身体障害者の方本人もしくは、その介護人へ支給されます。

【在宅重度知的障害者】

満20歳以上の在宅者で療育手帳の程度がA、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2と判定される障害者および障害者相談センター長の発行する判定書において重度と判定された方

■支給対象者

【在宅重度知的障害者】

満20歳以上の在宅者で療育手帳の程度がA、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2と判定される障害者および障害者相談センター長の発行する判定書において重度と判定された方

【ねたきり身体障害者】

居室において、おおむね6か月以上ねたきりで、入浴や食事、排便など日常生活のほとんどに人手を要する満20歳以上65歳未満の方

【介護人】

前記に該当する障害者と同居し、現に日常生活上必要な介護をしている家族の一人

■支給額 12,650円/月

※認定請求の翌月分から支給され、原則年2回、支給月の前月までの手当が指定口座へ振り込まれます。

■その他

・所得制限があり、限度額を超える場合は支給されません。
・特別障害者手当や国の制度による在宅重度知的障害者福祉手当を受給されている場合、本手当は支給されません。
・すでに受給している方は、所得状況届の提出が必要です。
※提出書類の案内（8月上旬に送付）をご確認の上、9月30日（金）までにご提出ください。

